

○北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会規則

〔平成23年2月17日〕
規則第1号

改正 平成28年10月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成23年北河内4市リサイクル施設組合条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が必要があると認める都度招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求人等の資料の閲覧の求め)

第5条 審査請求人、参加人及び諮問した実施機関は、審査会が定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(条例第6条第1項に規定する公文書又は個人情報を除く。)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

一部改正〔平成28年規則1号〕

(委員による調査)

第6条 審査会は、事件の審議に当たる委員のうち一部の者をして当該事件の調査等をさせることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、北河内4市リサイクル施設組合事務局において処理する。

(会長への委任)

第8条 この規則の定めるもののほか、審査会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(北河内4市リサイクル施設組合情報公開審査会規則及び北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護審査会規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 北河内4市リサイクル施設組合情報公開審査会規則(平成16年北河内4市リサイクル施設組合規則第18号)
 - (2) 北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護審査会規則(平成16年北河内4市リサイクル施設組合規則第20号)

附 則(平成28年10月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。